

滝川市子どもの

いじめ防止基本方針 策定協議資料

滝川市子どものいじめ防止基本方針（案）	基本方針に係る具体的な実施状況
◇はじめに いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心やからだの健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、いのちや心とからだに重大な危険を生じさせる恐れがあります。 この基本方針は、子どもの尊厳を保持し、学校・家庭・地域住民・行政その他の関係者が相互に連携協力し、いじめの問題の克服に向けて取り組むため、滝川市子どものいじめの防止等に関する条例に基づき、いじめ防止など（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめの早期解消その他いじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定しました。	

いじめに対する基本的な認識及び基本理念

1. いじめの定義等

「いじめ」とは、子どもに対して、一定の人間関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます。）であって、その対象となった子どもが心や体の苦痛を感じているものをいいます。

いじめに当るか否かの判断については、次のとおりとします。

いじめに当るか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた子どもの立場に立つこと。

いじめを受けていても、子ども自身が否定する場合があることから、日頃から子どもの表情や様子をきめ細かく観察すること。

インターネット上での悪口などは、書かれた子どもがそのことを知らずにいる場合は、苦痛に至っていないケースについても、加害行為をした子どもに対する適切な指導が必要であること。

2. 基本理念

いじめの防止などのための対策は、いじめが全ての子どもに係る問題であることから、子どもが安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを基本として行われなければなりません。

ん。

いじめの防止などのための対策は、全ての子どもがいじめを行わず、他の子どもに対して行われるいじめをはやし立てず、及びこれを認識しながら見逃すことがないようにするため、いじめが子どもの心と体に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する子どもの理解を深めることを基本として行われなければなりません。

いじめの防止などのための対策は、いじめを受けた子どものいのちや心と体を保護することが特に重要であり、いじめを受けた子どもに責任はないという認識に立ち、学校、家庭、地域住民、行政その他の関係者が相互に連携協力し、社会全体でいじめの問題を克服することを目指して行われなければなりません。

いじめの防止等のための対策の基本的な方向

1. 滝川市いじめ問題対策連絡協議会の設置

本市は、平成 25 年 9 月 28 日施行された、いじめ防止対策推進法に定める組織として、教育委員会に「滝川市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめの防止などに関係する機関及び団体との連携を協議するとともに、効果的な啓発活動を行います。

滝川市いじめ問題対策連絡協議会の機能については、次のとおりとします。

いじめの防止などの対策に関わる関係機関及び団体と連携し、取り組みの共有を図るとともに、効果的な啓発等について協議します。

いじめ問題をはじめ、生徒指導上の課題や地域の子どもたちの健全育成に係る取り組みについて、共有を図るとともに、効果的な啓発について協議します。

滝川市いじめ防止専門委員会と連携し、いじめの再発防止対策について協議します。

滝川市いじめ問題対策連絡協議会の委員は、次の機関・団体から推薦を受けた、8名です。

- 札幌法務局滝川支局
- 札幌方面滝川警察署
- 國學院大學北海道短期大学部
- 滝川市町内会連合会連絡協議会
- 滝川市民生委員児童委員連合協議会
- 滝川市 PTA 連合会
- 滝川市校長会
- 滝川市保健福祉部

2. 滝川市いじめ防止専門委員会の設置

本市は、いじめ防止対策推進法に定める組織として、教育委員会に「滝川市いじめ防止専門委員会」を設置し、いじめの防止などのための対策を実効的に行います。

滝川市いじめ防止専門委員会の機能については、次のとおりとします。

教育委員会の諮問により、「滝川市子どものいじめ防止基本方針」に基づくいじめの防止などのための調査研究及び有効な対策

委嘱日：平成 26 年 6 月 1 日から
平成 28 年 5 月 31 日まで

委員氏名・所属

富 家 直 明	北海道医療大学 心理科学部教授
中 川 桂 子	北海道臨床心理士会 臨床心理士
神 原 充 史	滝川地区保護司会

を検討するため、専門的知見から重要事項の調査・審議を行います。 教育委員会の諮問により、学校におけるいじめ事案について、付属機関として審議等を行います。 重大事態に対処し、教育委員会が調査を実施する場合に、付属機関として事実関係を明確にするための調査を行います。 滝川市いじめ防止専門委員会の委員は、学識経験及び知見を有する者で、大学教授、臨床心理士、人権擁護委員、保護司の４名です。 教育委員会は、特別な事項を処理するため必要があると認めるときは、医師や弁護士など特別委員を置くことができます。 重大事態の定義については、次のとおりとします。 いじめにより子どものいのちや心と体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 いじめにより子どもが相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 いじめの防止等のための対策の内容 １．いじめの未然防止 電話・メールによる２４時間の相談・通報体制を整備します。 インターネットを通じて行われるいじめに対するパトロールなどに対処するための体制の整備及び子どもに対する情報モラル教育の充実と保護者に対する啓発を行います。	会長 豊田 収 滝川人権擁護委員協議会 子ども委員長 ●印は、今年度予算確保済み 相談電話・メールの２４時間体制(H18～)
---	--

教職員の資質向上のための研修を計画的に実施します。 学校が実施する自己評価において、いじめの防止などの取組について適正に評価・公表が行われるための必要な支援を行います。 いじめの相談・通報体制及びいじめを受けた子どもの救済制度等について必要な広報その他の啓発を行います。 子ども自身が、いじめに係る相談・通報体制を活用することの啓発を行います。 学校の児童会・生徒会が、いじめの撲滅や仲間づくりを呼びかける活動やその取り組みを交流する場を開催するなど、子ども自身が主体的な活動ができるよう支援します。 いじめの防止等のための対策について、実施状況を定期的に点検評価し、その結果を公表するとともに、不断の見直しを行います。 2 . いじめの早期発見及びいじめの早期解消 いじめ相談電話・メールによる相談・通報を受けた事案の迅速な対応と学校に対する支援と助言を行います。 学校が、子どもに対して行ういじめに関する質問票（アンケート）調査の実施に必要な措置及び支援を行います。 学校における、いじめの防止等のための対策に従事する教職員の配置及び専門的知識を有する者の確保をします。	・ 北海道教育委員会実施のネットパトロールによる実態調査とその対応。 ・ 各学校によるネット監視業務の実施とその対応 ● 教職員研修講座の実施(H19～) 要検討：市校長会議等で確認 ・ ● 条例の内容のほか相談・通報体制の啓発 ● 子ども向けの啓発カードの配布 たきかわ子ども会議の開催（H21～） 教育委員会事務事業に係る点検評価システムによる評価と公表 相談・通報に関する学校から報告のしくみを新たに策定
---	--

学校の教職員が、子どもや保護者、地域住民からのいじめに関する相談を行うことができるよう体制の整備を図ります。

学校が、子どもの学校生活の実態把握のための調査(QU調査など)の実施に必要な支援を行います。

3. いじめへの対処

子どもや保護者、地域住民からいじめに関する相談・通報などを受けた場合は、学校への支援を実施するとともに、必要に応じ教育委員会が、自ら調査を実施します。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものである場合は、警察署との情報共有と連携を図ります。

インターネット上の不適切な書き込みに対して、学校との情報の共有を図り、改善に向けて支援を行います。

いじめがあったことが確認された場合は、いじめを止めさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた子どもとその保護者を学校と連携して支援します。

いじめを受けた子どもが安心して教育が受けられるよう、学校と連携して、いじめを行った子どもを別室で学習させることや必要に応じて、出席を停止することを保護者に命ずるなどの対処をします。

アンケート調査の実施要領を策定

- 自宅持ち帰り方式

- 記名式アンケートの採用

- ・ 全校のいじめ対策組織にスクールカウンセラーの参加

- ・ 要検討：いじめ対策に従事する教職員

- ・ 全校に相談・通報を受理する体制の整備

- ・ 全校にいじめ対策組織の設置

要検討：モデル的に中学校 1 校のみ QU 調査を実施中(H22～)

教育委員会が自ら調査するにあたっては、いじめ防止専門委員会を活用するよう整備

滝川警察署と市教委との協定のなかでいじめ関係事案の連携を締結

不適切な書き込みに対する学校支援・助言

- ・ 学校と連携した適切な支援と助言

市教委の出席停止規則に応じた適切な運用

いじめを行った子どもに対する指導、又はその保護者への助言を学校と連携して行います。

重大事態への対処

1．重大事態に係る教育委員会の対処

教育委員会は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生防止のため、滝川市いじめ防止専門委員会を活用し、調査を行います。

教育委員会は、重大事態の調査を行う場合、また重大事態の調査が終了した場合は、速やかに市長に報告を行います。

教育委員会は、重大事態の調査を行う場合、いじめを受けた子どもとその保護者が意見を述べることのできる機会を確保することとします。

教育委員会は、重大事態の調査結果の報告を市長に行う場合、そのいじめを受けた子どもとその保護者からの希望があるときは、書面により子どもとその保護者の意見を市長に報告するものとします。

教育委員会は、重大事態の調査を行ったときその他必要があると認めるときは、いじめを受けた子どもとその保護者に対し、その調査に係る事実関係、その他必要な情報を適切かつ迅速に提供します。

重大事態の調査の際、いじめ防止専門委員会を活用するよう整備

2 . 重大事態に係る市長の対処

市長は、教育委員会からの重大事態に係る報告を受けた場合において、その対処又は同種の事態の発生防止のため、必要があると認めるときは、付属機関を設けて調査を行うなどの方法により、教育委員会による調査の結果について再調査を行うこととします。

市長は、 の調査を行ったときその他必要があると認めるときは、いじめを受けた子どもとその保護者に対し、その事実関係その他の必要な情報を適切かつ迅速に提供します。

3 . 市長及び教育委員会の対処

市長及び教育委員会は、市長が行った調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、重大事態への対処又は同種の事態の発生防止のため、必要な措置を講じます。

--	--